

ブラジルでは、出願審査請求後はクレームを拡張することができず、分割出願も親出願の審査請求時のクレームに拘束されるという特徴がある。このほか、追加証明書（Certificate of Addition (CA)）の制度が最近導入（2020年利用開始）されている。これら両制度の枠組みを簡単に紹介する。

1. ブラジルの特許出願の審査の枠組み

特許出願の審査は審査請求順に行われる。（審査請求期限：出願日から3年）

発明の技術範囲は審査請求時のクレームに限定され、以後の補正は限定的減縮のみが可能。

分割出願も、親の審査請求時のクレームに含まれない発明をクレームすることはできない。

2. 分割出願制度

- ・ 分割出願は査定 (Decision) まで可能。特許査定、拒絶査定 of いずれでも査定後は分割できない。
- ・ 分割出願は複数できるが、いずれも原出願からでなければならず、2世代目の分割出願は不可。
- ・ 拒絶査定不服審判段階では、分割出願を促す OA が発行された場合のみ分割可能。
- ・ 審査請求は分割出願には不要で、親で支払った庁費用と同額を納付すると方式要件を満たす。
- ・ 出願自体は親から独立した出願で、親が放棄されても分割出願が同じ扱いを受けることはないが、分割の審査は親と同時に進行し、ダブルパテントがないかどうかを含めて審査され、特許査定は親と分割の両者に同時に出される。

3. 追加証明書 (Certificate of Addition (CA)) 制度

- ・ 特許付与後に、出願明細書に記載されていない「改良」発明について権利化する手段。
- ・ 存続期間は対象特許に従属し、放棄や無効により終了すると同時に終了する。
- ・ 実体的要件は、特許発明の技術的改良等の密接に関連した発明で、対象特許の明細書等に記載されていない新規な特徴を少なくとも一つ有すること（新規性）であり、進歩性は要件ではない。
- ・ 2020年から利用され、年間で100件程度利用されているが、90%がブラジルの国内出願。多くは明細書の記載不備を補う形で、主に機械や工学系の発明に利用されている。化学系の発明は極端に少ない。

いずれの制度も効果的な利用ができる場面は限られているといえ、結局は審査請求時に、必要な発明とあり得るカテゴリをすべて網羅するようにクレームを記載しておくことが重要。なお、今のところ薬剤の「用量」はクレームできないので、分割や追加証明書で権利化することもできない。